



(その2)

区分	災害名 発生年月日	大雨	大雨	地震	大雨	台風16号	大雨	台風21号	地震	台風22号	台風23号	大雨	暴風	合計
		6月6日	6月7日	7月17日	8月23日	8月31日	9月4日夜	9月29日	10月6日	10月9日	10月20日	11月12日	12月4日	
その他	清掃施設	箇所												0
	崖くずれ	箇所					2			322	28			352
	鉄道不通	箇所					1			7	1			9
	被害船舶	隻											1	1
	水道	戸												0
	電話	戸											7	7
	電気	戸				2,900				19,574			3,760	26,234
	ガス	戸												0
	ブロック塀	箇所					1			8				9
発火 生災	建物	件												0
	危険物	件												0
	その他	件												0
	り災世帯数	世帯		9						284	9		2	304
	り災者数	人		17						650	26		2	695
	公共文教施設	千円			2,027					1,900			1,500	5,427
	農林水産施設	千円								282,971	42,586			325,557
	公共土木施設	千円			1,544		1,197			887,127	26,421	6,000		922,289
	その他公共施設	千円								6,529	870			7,399
	小計	千円			3,571		1,197			1,178,527	69,877	6,000	1,500	1,260,672
	公共施設被害市町村	団体			1									1
その他	農産被害	千円								950,076	569,900		495,472	2,015,448
	林産被害	千円								370,968	48,404		1,000	420,372
	畜産被害	千円												0
	水産被害	千円								179,140	279,871		78,071	537,082
	商工被害	千円								1,200				1,200
	その他	千円						500		6,678				7,178
	被害総額	千円			3,571		1,697			2,686,589	968,052	6,000	576,043	4,241,952
県災害対策本部	設置									10月9日	10月20日			77,279
	解散									10月9日	10月21日			77,280
	災害対策本部設置市町村	団体								39	17			56
	災害救助法適用市町村	団体												0
	消防職員出動延人数	人	2		32	137	112			2,202	1,459			3,944
	消防団員出動延人数	人			26		364			9,722	4,097			14,209

(2) 石油コンビナート災害

石油コンビナート等特別防災区域には、原油をはじめとする揮発性の石油類、可燃性の高圧ガス及び有毒ガスなどの危険性物質が多量に貯蔵され、取り扱われている。ここで一旦災害が発生すれば、当該事業所はもちろん、近隣のコンビナート等構成事業所及び地域住民に与える影響は極めて大きい。このため、当該地区の特定事業所については、防災資機材、防災要員を完備した自衛防災組織等の設置が義務付けられており、一般の事業所より防災体制が強化されているところである。

なお、昭和51年1月1日から平成17年12月31日までの石油コンビナート等における異常現象発生件数及び死傷者数は、次のとおりである。

年	種別	異常現象発生件数				死傷者数		
		爆発	火災	漏洩	その他	計	負傷者	死者
51		1	2	4	3	10	3	0
52		1	5	4	3	13	1	2
53		0	9	2	2	13	3	0
54		2	1	5	2	10	0	0
55		1	4	2	0	7	0	0
56		1	7	6	4	18	1	0
57		0	4	3	3	10	9	0
58		0	5	2	1	8	0	0
59		0	9	5	0	14	4	1
60		0	10	4	1	15	2	0
61		1	3	1	0	5	2	0
62		1	6	3	1	11	4	0
63		0	5	3	4	12	1	0
元		2	1	3	0	6	5	1
2		1	2	2	1	6	4	2
3		3	4	1	0	8	15	2
4		1	3	2	0	6	7	10
5		1	2	0	0	3	0	0
6		2	3	1	0	6	2	1
7		0	5	1	2	8	0	0
8		2	5	0	5	12	1	2
9		0	9	1	0	10	8	1
10		0	5	3	3	11	2	1
11		1	8	9	0	18	4	0
12		0	7	6	3	16	2	0
13		0	4	3	0	7	1	0
14		0	6	4	1	11	9	2
15		0	5	4	0	9	0	0
16		0	19	7	2	28	2	0
17		1	11	5	2	17	3	0
計		22	169	96	43	328	95	25

## 2. 防災計画

### (1) 地域防災計画

千葉県地域防災計画は、県の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民の生命や身体、財産を災害から守るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、国の防災基本計画に基づき千葉県防災会議が策定するものであり、昭和38年8月に作成された。

その後、本県の実情に即したより具体的かつ実効性のある計画とするため、必要に応じ、見直しを重ねている。

### (2) 石油コンビナート等防災計画

千葉県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等特別防災区域における予防対策、応急対策及び公共施設等の災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき昭和52年度に作成された。

その後、毎年度検討を行い、必要がある場合は修正を行っている。

直近の修正については、平成14年8月に自衛隊の災害派遣要請の窓口となる千葉隊区長の交代に伴う関係箇所及びその他所要箇所の修正を行った。

## 3. 災害対策本部の設置等

県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法等に基づき県災害対策本部等を設置し各種災害応急対策を実施することとなっている。

### (1) 災害対策本部設置状況（昭和50年以降）

	設置期間	配備体制	原因
1	昭和52年9月19日	非常第1配備	台風11号
2	昭和54年10月19日	非常第1配備	台風20号
3	昭和56年8月23日	非常第1配備	台風15号
4	〃 10月23日～11月23日	非常第1配備	台風24号
5	(昭和59年1月19日～3月31日)	雪害対策本部	大雪
6	昭和60年7月1日～7月22日	非常第1配備	台風6号
7	昭和61年8月4日～8月8日	非常第1配備	台風10号
8	昭和63年8月11日～8月13日	非常第1配備	熱帯低気圧による大雨
9	平成元年8月1日～8月4日	第3配備	雷を伴った大雨
10	平成8年9月22日～9月24日	第3配備	台風17号
11	平成9年7月2日～7月9日	第3配備	ダイヤモンドグラス号油流出等
12	平成16年10月9日～10月14日	第2配備	台風22号
13	平成16年10月20日～10月21日	第1配備	台風23号

※ 平成元年から配備名変更（非常第1配備 → 第3配備）

### (2) 災害対策本部設置前（昭和60年以降）

	設置期間	配備体制	原因
1	昭和60年 8/30～31	警戒配備	台風14号
2	昭和61年 9/ 2～3	注意配備	台風15号
3	〃 10/ 8	注意配備	台風18号
4	昭和62年 8/11	注意配備	台風10号
5	〃 9/16～17	警戒配備	台風13号
6	〃 12/17～3/31	注意配備	千葉県東方沖地震
7	昭和63年 9/15～16	注意配備	台風18号
8	〃 9/28	注意配備	秋雨前線による大雨

9	平成元年	8 / 6	第2配備	台風13号
10	"	8 / 26~27	第1配備	台風17号
11	"	9 / 19~20	第2配備	台風22号
12	"	11 / 2	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震)
13	"	12 / 9	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
14	平成2年	2 / 20	第1配備	伊豆大島近海を震源とする地震
15	"	6 / 1	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
16	"	8 / 5	第1配備	千葉県東部を震源とする地震
17	"	8 / 9~10	第1配備	台風11号
18	"	8 / 23	第1配備	千葉県中部を震源とする地震
19	"	9 / 19~20	第1配備	台風19号
20	"	9 / 24	第1配備	津波注意報 (東海道はるか沖地震)
21	"	9 / 30~10 / 1	第1配備	台風20号
22	"	11 / 30	第1配備	台風28号
23	平成3年	8 / 6~7	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
24	"	9 / 3	第1配備	津波注意報 (東海道はるか沖地震)
25	"	9 / 8~9	第2配備	台風15号
26	"	9 / 19~20	第2配備	台風18号
27	"	10 / 1	第1配備	秋雨前線による大雨
28	"	10 / 8	第1配備	秋雨前線による大雨
29	"	10 / 11~13	第1配備	台風21号
30	平成4年	2 / 2	第1配備	東京湾を震源とする地震
31	"	7 / 18	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震)
32	平成5年	7 / 5	第1配備	大雨
33	"	7 / 25~26	第1配備	台風4号と梅雨前線の停滞に伴う大雨
34	"	8 / 8	第1配備	津波注意報 (グアム島地震)
35	"	8 / 26~28	第2配備	台風11号
36	平成6年	6 / 29	第1配備	千葉県南方沖を震源とする地震
37	"	10 / 4~5	第1配備	津波注意報 (北海道東方沖地震)
38	"	10 / 9	第1配備	津波注意報 (北海道東方沖地震の余震)
39	"	12 / 28	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震)
40	平成7年	1 / 7	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震の余震)
41	"	7 / 3	第1配備	相模湾を震源とする地震
42	"	7 / 31	第1配備	津波注意報 (チリ北部地震)
43	"	9 / 16~17	第2配備	台風12号
44	"	10 / 10	第1配備	津波注意報 (メキシコ太平洋沿岸地震)
45	"	10 / 19	第1配備	津波注意報 (奄美大島近海地震)
46	"	12 / 4	第1配備	津波注意報 (択捉島地震)
47	平成8年	2 / 17	第1配備	津波注意報 (福島県沖地震)
48	"	2 / 17	第2配備	津波警報 (ニューギニア地震)
49	"	2 / 22	第1配備	津波注意報 (ペルー沖地震)
50	"	6 / 10	第1配備	津波注意報 (アリューシャン列島地震)
51	"	7 / 10~11	第1配備	梅雨前線及び台風5号
52	"	9 / 5	第1配備	津波注意報 (鳥島近海地震)
53	"	9 / 11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
54	"	11 / 28	第1配備	房総半島南東沖を震源とする地震

55	平成9年	3/4	第1配備	静岡県伊豆地方を震源とする地震
56	〃	4/22	第1配備	津波注意報（ニューギニア付近地震）
57	〃	6/20	第1配備	台風7号
58	〃	9/18～19	第1配備	台風20号
59	〃	9/30	第1配備	津波注意報（鳥島東方沖地震）
60	〃	12/5	第1配備	津波注意報
61	平成10年	8/29	第1配備	東京湾を震源とする地震
62	〃	9/16	第2配備	台風5号
63	〃	11/30	第1配備	津波注意報（インドネシア付近地震）
64	平成12年	6/3	第2配備	千葉県北東部を震源とする地震
65	〃	7/7～8	第1配備	台風3号（応急対策本部・長生第2配備）
66	〃	7/15	第1配備	新島・神津島を震源とする地震
67	〃	7/21	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
68	平成13年	5/9～10	第1配備	銚子沖船舶衝突事故による油流出 （応急対策本部設置）
69	〃	7/26～30	第1配備	九十九里浜沖船舶衝突事故による油流出 （衝突7/15・応急対策本部設置）
70	〃	8/21～22	第1配備	台風11号
71	〃	9/10～11	第2配備	台風15号（応急対策本部設置）
72	〃	9/18	第1配備	東京湾を震源とする地震
73	平成14年	2/11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
74	〃	5/4	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
75	〃	6/14	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
76	〃	7/10～11	第1配備	台風6号
77	〃	7/16	第1配備	台風7号
78	〃	10/1	第1配備	台風21号（応急対策本部）
79	平成15年	5/17	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震
80	〃	5/26	第1配備	宮城県沖を震源とする地震
81	〃	8/15～16	第1配備	秋雨前線による大雨
82	〃	9/20	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
83	〃	10/15	第1配備	千葉県北西部を震源とする地震
84	〃	11/23	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
85	平成16年	7/17	第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震
86	〃	9/5	第1配備	東海道沖を震源とする地震（津波注意報）
87	〃	10/6	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
88	〃	10/23	第1配備	新潟県中越地震
89	平成17年	2/16	第1配備	茨城県南部を震源とする地震

※ 平成11年4月1日より「津波予報」の基準等が改正（当該改正により、「津波注意報」の発表回数は従来より大幅に減少した）。

※ 平成元年から配備名変更（「注意配備」→「第1配備」、「警戒配備」→「第2配備」）

#### 4. 地震対策の推進

本県の地震対策は、昭和48年度に千葉県地域防災計画の別冊とした千葉県震災対策総合計画において、地震災害に関する予防対策、応急対策及び普及対策を定めた。その後、2回の地震被害想定調査と昭和62年12月に発生した千葉県東方沖地震や平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を教訓としながら、「千葉県地域防災計画（震災編）」を修正しながら今日に至っている。

また、兵庫県南部地震が活断層により引き起こされたこと、地下構造により建物被害が増大したことを受

けて、平成9年度から各種調査を実施した。

このうち活断層調査は、国がその活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとした「東京湾北縁断層」と「鴨川低地断層帯」の調査を実施した。

東京湾北縁断層は、調査した範囲には活断層は確認されず、国も県の調査を受けて東京湾北縁断層は活断層ではないと公表した。また、鴨川低地断層帯は、活断層により生じたとされた地形は、主として基盤岩の岩質（硬軟）の違いによる差別侵食によって形成されたもので、断層活動によるものではなく、活断層である可能性が低いことが明らかになった。（国も活断層であるかどうかの確実な証拠に乏しいと公表した。）

県西部地域では地下構造調査を実施し、基盤岩上面の構造が東京湾と江戸川に向けてなだらかに傾斜していることが明らかになり、地震の際にゆれが集中するような構造ではなく、また、基盤岩から地表まで連続するような断層も確認できなかった。県中央部地域でも、県西部地域と同様に地下構造調査を実施した。市原市で基盤の落ち込みを確認しましたが、基盤岩から地表まで連続するような断層は確認できませんでした。これら地下構造調査の成果から、三次元地下構造モデルを作成した。

(1) 八都県市災害時相互応援に関する協定について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ広域応援体制を考えた場合、実践的な相互応援体制の確立と平素からの緊密な連携が重要であることから、首都圏を構成する七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市 ※）では平成4年5月14日に締結した「七都県市災害時相互応援に関する協定」について、応援の種類の明確化、迅速な応援体制の確立などについて検討し、より実践的な内容とするため平成8年度に抜本的な見直しを行った。

さらに、本協定の効果的、実践的な応援体制が図られるよう、平成16年11月に「八都県市広域防災プラン」を策定したところである。

※ 平成15年4月1日から、さいたま市加入により八都県市

(参考)

相互応援協定の締結状況

- (ア) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：平成8年7月18日締結）
- (イ) 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会：平成16年2月24日改正）
- (ウ) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県及び各市町村：平成8年2月23日改正）

5. 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策

経済社会の急速な発展に伴い、人口及び大規模な工場等が太平洋ベルト地帯に集中し、千葉県においても東京湾沿岸の埋立地に、石油精製工場を中心とする高密度な工場地帯が形成されている。

本県では、かかる石油コンビナート等の地域の特殊性に鑑み、昭和43年7月に市原市、袖ヶ浦市(当時「町」)の石油コンビナート地帯を対象に「石油コンビナート地帯等産業災害対策計画」を策定し、防災の推進を図ってきたが、昭和50年12月に石油コンビナート等災害防止法が制定されたことにより、昭和51年7月に市川市から君津市に至る7市(当時「6市1町」)の臨海部が、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、防災体制のより一層の推進が図られているところである。

平成17年4月1日現在の特別防災区域の概況は、第1表のとおりである。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部が中心となって、関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 千葉県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が常置され、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害等における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

## イ 消防機関

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には現地本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域にかかる消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正し、当該市町村の区域内に石油コンビナート等災害防止法施行令第8条の規定により、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車（以下「三点セット」という。）を備え付けなければならない特定事業所がある場合には、当該市町村にも三点セットを配置するものとされた。

本県では、昭和60年度をもって各市に三点セットの配置が完了した。

## ウ 特定事業所等

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法により、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任が義務付けられている。また、一の石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成17年4月1日現在、74の自衛防災組織、10の共同防災組織、6の区域協議会が設立されている。

## (2) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策

### ア レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設、またはこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更する際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、規制を実施している。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうちレイアウト規制の対象となる第一種事業所は、平成17年4月1日現在25事業所となっている。

## イ 防災体制査察

特定事業所及び共同防災組織における防災体制の充実、強化を図るため、昭和58年度から県（防災本部事務局）、地元消防機関及び海上保安部（署）が合同して査察を行い、現地指導をしている。また、平成10年度から、人的被害や、異常現象が多発する事業所に対しては、特別に査察を実施するなどの強化を図ったところである。

査察実施状況（過去3年間）

区 分		査察実施事業所等の数		
		14年度	15年度	16年度
北部	市川市	2（－）	2（－）	1（1）
	船橋市	－（－）	1（－）	1（1）
中部	千葉市	2（1）	3（1）	1（1）
	市原市	13（－）	10（1）	11（1.5）
	袖ヶ浦市	4（1）	4（－）	4（0.5）
南部	木更津市	－（－）	－（－）	1（－）
	君津市	2（－）	1（1）	1（－）
計		23（2）	21（3）	19（5）

表中の（ ）内は共同防災組織数で外数である。2市にまたがった共同防災組織を0.5とした。

#### ウ 防災相互通信用無線の整備

石油コンビナート等特別防災区域の発災現場での防災関係機関相互間の連絡を確保するため、防災本部では昭和54年度に防災相互通信用無線局を設置し、その効果的な運用を図っている。

防災本部の管轄する無線局は、統制局（千葉県）18局、調整局（消防本部）8局、防災関係機関局29局、端末局（特定事業所等）94局の合計149局である。

#### エ 補助事業

石油コンビナート等特別防災区域内における災害の発生及び拡大の防止等のため、消防庁では石油コンビナート等特別防災区域所在市町村が行う三点セットの整備事業に対して、消防防災設備整備費補助事業により助成を行うほか、県においても補助（石油コンビナート用防災施設整備補助事業）を実施し、施設の整備促進を図っているところである。

この補助を受けて、昭和51年度から昭和60年度までに、6団体で、大型化学消防車7台、大型高所放水車7台、泡原液搬送車7台が整備された。

なお、老朽化した車両については、逐次更新されている。

#### オ 泡消火薬剤の共同備蓄

大規模な災害が発生した場合に備えて、県・市及び特別防災区域協議会の三者により共同で消火薬剤を備蓄することとして、昭和56年度から5か年計画で始め、昭和60年度をもって完了した。

県備蓄分については、平成2年度から高性能泡消火薬剤に更新している。

共同備蓄量

(単位：k1)

機関名 \ 地区名	北 部	中 部	南 部	計
県	51.64	128.52	1.44	181.60
市	51.44	128.48	1.42	181.34
協議会	51.44	128.48	1.42	181.34
計	154.52	385.48	4.28	544.28

千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況

(貯蔵・取扱・処理量：平成17年4月1日現在)  
(事業所数：平成17年4月現在)

区 分	区域面積 k m <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その 他 事 業 所 ※(うち石油を 取扱う事業所)
		石 油 千 kℓ	高圧ガス 百万Nm <sup>3</sup>	総 数	第一種事業所 (うち17外事業所)	第二種 事業所	
京葉臨海北部地区	2.86	274 (1.3%)	6 (0.3%)	6	5 (0)	1	80 (31)
		34 (0.2%)	0 (0.0%)	3	1 (0)	2	14 (14)
		308 (1.5%)	6 (0.3%)	9	6 (0)	3	94 (45)
京葉臨海中部地区	45.20	330 (1.6%)	21 (0.9%)	8	5 (3)	3	21 (20)
		15,720 (74.0%)	2,075 (87.4%)	38	19 (16)	19	70 (41)
		4,754 (22.4%)	249 (10.5%)	15	8 (4)	7	22 (22)
		20,804 (98.0%)	2,345 (98.8%)	61	32 (23)	29	113 (83)
京葉臨海南部地区	12.51	104 (0.5%)	21 (0.9%)	4	3 (2)	1	60 (28)
		104 (0.5%)	21 (0.9%)	4	3 (2)	1	60 (28)
		104 (0.5%)	21 (0.9%)	4	3 (2)	1	60 (28)
合 計	60.57	21,216 (100.0%)	2,372 (100.0%)	74	41 (25)	33	267 (156)

資料：平成17年度石油コンビナート等実態調査

※ 各消防機関で把握している危険物取扱事業所数

防災関係機関・特定事業所等の消防力の現況

(平成17年4月1日現在)

防災資機材等	防災要員・吏員	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	普通消防車	小型消防車	普通高所放水車	乙種普通化学消防車	可搬式放水銃	泡放水砲	耐熱服	空気又は酸素呼吸器	オイルフェンス	オイルフェンス展張船	油回収船	消防艇	流出油等防止堤	消防用屋外給水施設	非常通報設備	合計						
																						泡消火薬剤		水溶性	非水溶性		水溶性	
																						非たん白	水成分		膜界面活性剤			水成分
																									たん白	たん白		
機 関 等 別	単 位	人	台	基	基	個	m	隻	社	kl																		
防 災 関 係 公 共 機 関	国	千葉海上保安部													600	1						6.0			6.0			
		木更津海上保安署																						0.2			0.2	
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	1	0	0	0	0	0		6.2	0.0	0.0	6.2	0.0	0.0
	総務部														2,140								184.3					184.3
	県土整備部														6,289													
	農林水産部														3,900													
	企業庁														600													
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,929	0	0	0	0	0	0		184.3	0.0	0.0	0.0	0.0	184.3
	市	市川市	520	1	1	1		14		3	1	23	106	40					1				78.6			69.4		9.2
	船橋市	600						26		2	14		6	119									8.4			4.9		0.3
千葉市	928	1	1	2			27	25		8	34	3	26	331	400				1			64.9			2.2		56.3	
市原市	397	3	2	2			14				27	3	9	149								121.2			50.1		71.1	
袖ヶ浦市	129	1	1	1		1	6				7	1	10	46								32.5					32.5	
木更津市	132						8	1		1	2		5	54								1.3			1.0		0.3	
君津市	170	1	1	1			5	2			2	1	3	33								3.9			2.5		1.4	
小 計	2,876	7	6	7	0	1	100	28	0	14	87	8	82	838	440	0	0	2	0	0	0	310.9	0.0	0.0	130.1	58.0	122.7	
特 定 事 業 所 等	北 自衛防災	151					1				16	1	3	6	3,440					1	7	9	54.6	15.7	21.7	15.2		2.0
	中 共同防災	71			1	1					1	1	1	2	810	1							55.4		11.1	44.3		
	南 自衛防災	1,967	8	2	4	4	21	2	2		506	13	236	825	35,096	3				13	46	60	575.5	265.2	85.1	114.4	26.6	84.2
	小 共同防災	505	6	5	8	3	1			1	21	12	17	21	2,970	3	1						121.1	41.0	11.1	37.0	2.9	29.1
	南 自衛防災	37					1				1	11	1	6	36	3,460					1	4	4	25.3	10.0		8.0	7.3
	小 共同防災	26	1	1	1							1	1	1	5	540	1						13.6					13.6
小 自衛防災	2,155	8	2	4	4	22	3	2	0	1	533	15	245	867	41,996	3	0	0	15	57	73	655.4	290.9	106.8	137.6	33.9	86.2	
小 計	602	7	6	10	4	1	0	0	1	0	23	14	19	28	4,320	5	1	0	0	0	0	190.1	41.0	22.2	81.3	16.5	29.1	
特別防災区域協議会																							181.5			181.5		
総 計	5,633	22	14	21	8	24	103	30	1	15	643	37	346	1,733	60,285	9	1	2	15	57	73	1,528.4	331.9	129.0	536.8	108.4	422.3	

(備考)

県所有分については、

- (1) 市川市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤43.9kl、オイルフェンス300m (7) 君津市に消火薬剤3.0kl、オイルフェンス300m
- (2) 船橋市に消火薬剤7.7kl、オイルフェンス180m (8) 浦安市に消火薬剤1.0kl
- (3) 千葉市に消火薬剤4.0kl、オイルフェンス200m (9) 習志野市に消火薬剤1.0kl、オイルフェンス360m
- (4) 市原市に備蓄用泡消火薬剤タンク3基(40kl)と消火薬剤97.7kl、オイルフェンス500m (10) 富津市に消火薬剤1.0kl、オイルフェンス300m
- (5) 袖ヶ浦市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤27kl を管理委託している。
- (6) 木更津市に消火薬剤1.0kl

※ 防災要員 (総員) (法定) (現有)  
 自衛防災 2155人 260人 378人  
 共同防災 602人 103人 114人

## 6. 林野火災対策

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴いその発生件数も多く、一度発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難をきわめ、大規模火災となるおそれがある。

このような情勢にかんがみ、林野火災に対しては地上からの消火活動に併せてヘリコプターによる空中消火が不可欠であるとの観点から、次のとおり空中消火資機材等を陸上自衛隊第1ヘリコプター団をはじめ、市原市、君津市、富津市、安房郡市、山武郡市、長生郡市、夷隅郡市、の各消防本部に分散し管理を委託している。

### ア 資 機 材

管理委託先 資機材	自衛隊	市原市	君津市	富津市	安房 郡市	山武 郡市	長生 郡市	夷隅 郡市	計
大型ヘリ用 散布装置一式	1	1	1	1	1	1	1	1	8基
手 お の	20								20本
収 納 倉 庫	2								2棟

さらに、空陸一体の林野火災防御体制を整備するため、消防本部及び自衛隊等の参加を得て、林野火災対策訓練を実施しており、これまでの訓練実施状況は次のとおりである。

林野火災消火訓練実施状況一覧

実施年月日	出先機関名	市町村名	訓練会場
S49.9.12	君津	君津市	郡ダム
S51.2.27	〃	〃	〃
S52.3.1	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S53.3.1	千葉	市原市	山田橋農業ダム
S54.2.2	安房	鴨川市	長狭中学校グラウンド
S56.2.18	夷隅	大多喜町	大多喜町久我原地先
S57.3.9	安房	天津小湊町	内浦山県民の森
S58.3.4	君津	君津市	郡ダム
S59.2.29	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S60.3.4	千葉	市原市	山倉ダム
S61.3.5	君津	君津市	郡ダム
S62.2.14	長生	長柄町	長柄ダム
S63.3.3	君津	富津市	マザー牧場
H元.3.11	安房	千倉町	千倉町総合運動公園
H2.3.1	君津	君津市	郡ダム
H4.3.1	千葉	市原市	高滝ダム（林野火災対策訓練に改めた）
H6.2.26	長生	茂原市	ひめはるの里
H8.2.24	君津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園
H10.2.28	山武	東金市	東金ダム
H11.9.1	君津	木更津市	かずさアカデミアパーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H12.9.1	山武	東金市	千葉東テクノグリーンパーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H13.9.1	海匝	旭市	あさひ新産業パーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H15.9.1	千葉	八千代市	八千代広域公園用地（八都縣市合同防災訓練に含む）
H17.9.4	南房総県民センター	富津市	大貫中学校（八都縣市合同防災訓練に含む）

なお、林野火災対策としてのヘリポートは次のところを指定している。

- ①山倉ダム      ②郡ダム      ③戸面原ダム      ④小向ダム      ⑤金山ダム  
 ⑥佐久間ダム      ⑦長柄ダム      ⑧東金ダム      ⑨勝浦ダム      ⑩荒木根ダム

## 7. 油等海上流出災害対策

平成11年3月、千葉県地域防災計画に大規模事故災害対策、油等海上流出災害対策が策定された。

平成16年度には、平成9年の「ダイヤモンドグレース号」や平成10年度の「第五山菱丸」のような漂着対策がとられた事故はなかったが、下記のような通報があった。また、県で保有する油防除資機材は次のとおりである。

### ア. 油等海上流出通報一覧（平成16年度）

No	種別	発生場所	発生（覚知）日時	原因等	備考
1	浮流	谷津川及び谷津干潟	平成16年4月17日 16時40分	不明	船橋消防がオイルフェンスを展開オイルマットにより回収。
2	漏洩	銚子漁港内	平成16年4月21日 0時40分	出港中の漁船が岸壁に衝突、燃料タンクからA重油が流出。	船体周囲にオイルフェンス展開、ポンプでタンク内A重油を回収。
3	浮流	袖ヶ浦市コスモ石油 シーバース付近	平成16年4月22日 6時35分	不明	千葉海保、千葉港湾事務所の船が航走攪はん。
4	浮流	市川航路の東300m	平成16年4月26日 11時00分	不明	自然拡散により収束。
5	浮流 漂着	東京電力姉ヶ崎火力 発電所船だまり	平成16年4月27日 9時00分	不明(沖から流れてきた模様)	千葉海保、市原消防が放水により岸壁に漂着した油を除去。
6	漏洩	袖ヶ浦市今井公共岸 壁日本電酸工業	平成16年4月27日 9時30分	日本電産工業(倒産)のピット内から油が漏洩。 排水溝を通じて海上へ流出。	日本電産工業内に土のう構築。油は吸着マット等により回収。
7	浮流	袖ヶ浦市中袖～南袖	平成16年5月24日 9時25分	不明	千葉海保が航走攪はん。
8	漏洩	袖ヶ浦市今井公共岸 壁日本電酸工業付近	平成16年6月10日 10時55分	不明	(株)日本電酸を調査。
9	漏洩	袖ヶ浦市中袖 東京 ガス栈橋	平成16年6月10日 14時00分	東京ガス岸壁に係留中のLNGタンカーのスクリュウオイルが漏洩。	自然拡散により収束。
10	浮流	千葉市出洲埠頭	平成16年6月11日 17時45分	千葉市内の下水から染料系の液体が流出。	自然拡散により収束。
11	漏洩	千葉灯標東約1マイル	平成16年6月25日 7時50分	第5大藤丸から第17永進丸へ給油中、ホースの亀裂によりC重油が海上へ流出。	千葉海保が放水拡散。
12	漏洩	木更津港富津船だまり	平成16年7月7日 16時00分	船舶解体作業中、船側面に亀裂が入り軽質油が流出。	オイルフェンスを展開。
13	浮流	市川市五井	平成16年7月16日 10時35分頃	海底に沈んでいた自動車から漏洩した模様。	自動車の引き上げ。
14	漏洩	市原市姉崎 東京電力 姉崎発電所	平成16年9月6日 11時00分頃	送風機の潤滑油約100Lが漏洩。	吸着マット等により回収。

No	種別	発生場所 (続き)	発生日時(続き)	原因等(続き)	備考(続き)
15	浮流	千葉県川崎町 JFEと東京電力間の水路	平成16年9月10日 11時00分頃	不明	千葉海保が航走攪はん実施。
16	浮流	木更津市 盤洲沖	平成16年10月12日 9時20分	不明	千葉、木更津海保、金田漁協、木更津港湾事務所が航走攪はん。
17	浮流	京葉シーバース南から観音崎沖	平成16年10月23日 16時30分頃	貨物船ベルクラウン号から燃料油(C重油)が流出。	千葉、横須賀海保、ダイトーコーポレーションが防除作業、ヘリによる監視実施。
18	漏洩	銚子沖北約0.5マイル	平成16年11月2日 8時40分頃	第18有磯丸と第58清勝丸が衝突し、第18有磯丸の燃料油(A重油)が流出。	銚子海保、銚子市が航走攪はん。
19	浮流	袖ヶ浦市今井岸壁	平成16年11月10日 9時30分頃	不明	千葉海保が航走攪はん。
20	漏洩	船橋市日の出岸壁	平成16年11月14日 10時30分	係留中の工事用警戒船が沈没し、船体から油が流出。	船橋市消防、葛南港湾事務所が吸着マットにより回収。
21	漏洩	袖ヶ浦市 中袖沖	平成17年1月18日 5時37分	貨物船と砂利運搬船が衝突、砂利運搬船が転覆し、薄い油膜が浮流。	自然拡散。なお、転覆船から2名救助、1名行方不明。
22	浮流	千葉市中央港付近	平成17年1月26日 11時00分	港湾診療所脇の工事現場から油圧オイルが流出。	千葉港湾事務所が吸着マットにより回収。
23	浮流	袖ヶ浦市蔵波橋付近	平成17年2月2日 16時00分頃	不明	千葉海保、千葉港湾事務所が吸着マットにより回収。
24	漏洩	JFEスチール付近	平成17年2月9日 14時30分頃	コンプレッサーの軽油少量が流出。	自然拡散により収束。
25	浮流	千葉市中央区村田川下流から河口	平成17年2月9日 14時30分頃	不明	千葉地域整備センター、市原整備事務所が吸着マットにより回収。
26	浮流	市川市高谷新町クボタ鉄工所前岸壁	平成17年2月10日 8時50分頃	不明	市川市消防局がオイルフェンス展開、吸着マットにより回収。
27	浮流	市原市市原埠頭B岸壁付近	平成17年2月21日 10時30分頃	不明	千葉海保が航走攪はん、放水拡散実施。
28	浮流	船橋中央埠頭26, 27番バース付近	平成17年3月10日 18時00分頃	不明	葛南港湾事務所が吸着マットにより回収。

イ 油防除資機材一覧（消防地震防災課所管）

資材名 配備場所	オイルフェンス (m)	油 吸 着 材 (油吸着マット) (kg)	油回収ネット (m)	そ の 他
浦安市消防署		340		
市川市東消防署高谷出張所	300	170		
市川市塩浜第2防災倉庫		170		
船橋市湊町水防倉庫	180	340		
習志野市中央消防署	40			
習志野市南消防署	320			
習志野市谷津干潟自然観察センター		238	40	
習志野市環境保全センター		136		
千葉市中央消防署臨海出張所	200	170		
県中央防災センター(コンテナ)				長靴, 手袋, 柄杓, コーゲル, 防塵マスク, レインコート, 各2,000
市原市水上消防署予定地(資材倉庫)	500	323		
県千葉港湾事務所市原支所(コンテナ)		1,445	340	油導入浮枠ポンプセット×3, 丸 型組立水槽×6, バケツ500
県千葉港湾事務所袖ヶ浦支所(コンテナ)			3,300	
袖ヶ浦市震災備蓄倉庫		340		
木更津市震災備蓄倉庫		374		
君津市消防署	300	170		
新日鐵環境防災管理G倉庫		170		
富津市中央公民館倉庫	300			
富津市富津地区防災備蓄倉庫		136		
富津市大沢地区防災備蓄倉庫		119		
富津市天羽地区防災備蓄倉庫		85		
県安房合同庁舎倉庫			1,040	
県水産研究センター			1,040	
勝浦市旧母子寮			1,040	
御宿町漁業協同組合倉庫		935		
銚子漁港事務所川口オイルフェンス倉庫			1,040	
計	2,140	5,661	7,840	

## 8 防災訓練・行事

災害対策基本法第 48 条及び千葉県地域防災計画に基づき、毎年各種災害に備え、関係機関の協力的体制の確立、県民の防災意識の高揚等を目的とした総合的な防災訓練や行事を実施しており、これまでの訓練等の開催地及び平成 17 年度防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

### (1) 訓練開催地一覧表

#### 県総合防災訓練(会場訓練)実施状況一覧

実施年月日	市町村名	訓練想定
S39.6.3	千葉市	台風、大火災
40.6.10	市原市	工場爆発、流油事故
41.6.24	印西市	台風、水防
42.9.1	市川市	大地震
43.11.4	市原市	工場火災、流出油
44.9.20	船橋市	電車とタンクローリー車の激突 地下街及び工場火災
45.9.1	松戸市	大地震
46.6.30	成田市	台風、特殊建物火災
47.10.24	富津市	林野火災
48.11.14	袖ヶ浦町	タンク火災、流出油
49.10.29	千葉市	地震、デパート火災
50.10.30	白子町	大地震(房総沖)
51.10.22	館山市	〃
52.10.27	木更津市	〃
53.9.6	佐倉市	〃
54.10.31	浦安市	〃

#### (八都県市合同防災訓練※・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第 1 回 55.9.1	千葉市(中央会場) 市川市(都県市境)	南関東地域における地震
第 2 回 56.9.1	松戸市	〃
第 3 回 57.9.1	袖ヶ浦町	〃
第 4 回 58.9.1	市原市	〃
第 5 回 59.9.1	鴨川市	〃
第 6 回 60.9.1	一宮町	〃
第 7 回 61.9.1	四街道市 館山市	〃
第 8 回 62.9.1	銚子市	〃

※平成 15 年度より七都県市から八都県市に変更となった。

(八都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第9回 63.9.1	船橋市	南関東地域における地震
第10回 H1.9.1	九十九里町	〃
第11回 2.9.1	木更津市	〃
第12回 3.9.1	柏市	〃
第13回 4.9.1	佐原市	〃
第14回 5.9.1	富津市	〃
第15回 6.9.1	館山市	〃
第16回 7.9.1	浦安市	〃
第17回 8.9.1	印西市	〃
第18回 9.9.1	小見川町	〃
第19回 10.9.1	松戸市	中止
第20回 11.9.1	木更津市	南関東地域における地震
第21回 12.9.1	東金市	〃
第22回 13.9.1	旭市	〃
第23回 14.9.1	柏市	〃
第24回 15.9.1	八千代市	〃
第25回 16.9.1	浦安市	〃
第26回 17.9.3~4	富津市	〃

(2) 平成17年度防災訓練・行事

9月1日の防災の日を中心とする防災週間中〔8月30日～9月5日〕及び平成17年度中に実施済みの防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

訓練・行事等	会場	実施日	概要
第26回八都県市合同 防災訓練・千葉県会場 (発災対応型訓練)	○避難所開設 運営訓練会場 ○会場訓練 富津市立 大貫中学校 ○会場外訓練 JR 木更津駅	9月3日(土) ～4日(日)	<p>この訓練は、千葉県総合防災訓練実施方針及び八都県市合同防災訓練実施大綱に基づき、南関東地域における大地震を想定した発災対応型訓練であり、以下の3点を目的として実施した。</p> <p>(1) 大地震による災害に対する正しい知識の普及、自主防災意識の徹底、地域や家庭の安全点検・確認等を通じ、発災時の適切な判断力・的確な行動力の育成、連帯意識の醸成を目指した啓発を図る。</p> <p>(2) 防災関係機関相互並びに防災関係機関と住民、ボランティア、事業所等との緊密な連携協力体制の確立を図る。</p> <p>(3) 各種協定等に基づく広域応援協力体制の一層の充実を図る。</p>
2 シミュレーション 訓練(1)	県庁 中庁舎大会議室	1月12日(水)	<p>県内で震度7クラスの地震が発生したことを想定して、ケーススタディによる災害対応シミュレーションを以下の3点を目的として実施した。</p> <p>(1) 国が発表した「東京湾北部地震」の被害想定をもとにシミュレーション訓練を行い、基本的な対応方針の明確化を図る。</p>
3 シミュレーション 訓練(2)	県庁 中庁舎大会議室	3月11日(金)	<p>(2) 災害を模擬体験することにより、初動体制の重要性を認識する。</p> <p>(3) 検証により課題等を抽出する。</p> <p>(4) 抽出した課題等を各種マニュアルに反映させ、防災対策の充実を図る。</p>

## 9. 千葉県防災行政無線「ふるさと千葉情報ネットワーク」について

県防災行政無線は、千葉県地域防災計画に基づき、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災情報の迅速かつ的確な受伝達を行う防災行政無線を平成2～4年度の3カ年継続事業で「ふるさと千葉情報ネットワーク」として再整備し、平成5年4月に運用を開始したものである。このネットワークは、通信回線を地上系（無線及び有線）と衛星系（地域衛星通信ネットワーク）の組み合わせにより構成し、ファクシミリ、映像伝送（県庁地球局及び衛星移動車から伝送）等のシステムの導入により高度情報通信が可能な防災行政無線システムとして構築したもので、防災用はもとより、平常時における行政事務等に活用が図れる県の総合情報通信基盤としたところである。

また、「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、平成7年度から防災行政無線整備拡充事業を実施し、平成13年度までに地球局13局の整備をもって事業を完了した。

本システムは、県庁と県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関の279機関（平成17年4月1日現在）との間をネットワークで構成しており、地上系及び衛星系回線構成図は、別図のとおりである。

## 10. 千葉県総合防災情報システムについて

県では、近年の大規模、広域化、複雑化する災害に対処し、より迅速、正確な情報の収集及び伝達を図るため、ふるさと千葉情報ネットワークの通信回線を活用して、県と各防災関係機関との間でデータ通信を行う防災情報システムを整備した。

これは、県庁にホストコンピュータを設置し、庁内関係課、県出先機関（県民センター、地域整備センター等）、市町村、消防本部等170機関（平成17年4月1日現在）に端末を置き、気象情報・地震情報の伝達、被害情報・措置情報の収集及び各種防災情報のデータベース化等、防災情報の一元化・共有化を図り、迅速かつ的確な防災対策を実施するものである。

また、災害対策本部室にAVシステム（大型表示装置）を整備、ヘリコプターテレビによる被災地からの映像や、電光文字による被害情報の表示等、被災状況の把握に必要な情報がビジュアルな形で提供され、本部審議を情報面から支援するものである。

本システムは、平成6年度から8年度までの3カ年で整備を行い平成9年4月から全面運用している。

なお、本システムの構成図（平成17年4月1日現在）は図3のとおりである。

## 11. 千葉県震度情報ネットワークシステムについて

県では、地震発生後の初動体制を早期に確立するために、県下77市町村（平成17年4月1日現在）全てに震度計（新規設置74、気象庁震度計利用3、文部科学省震度計利用3）を設置し、各市町村の震度・加速度情報等をオンラインで収集するとともに、気象庁及び総務省消防庁（震度4以上）に配信している。

また、本システムで収集した震度情報は、千葉県総合防災情報システムと連携し、各市町村、各防災関係機関に配信されている。

なお、本システムは、平成9年4月から運用している。